

医療体制部会の審議状況について

【所掌事務】

- 医療計画（県計画、医療圏計画）（地域医療構想、病床整備計画を含む）
- 医療費適正化計画
- 地域医療連携推進法人認定 等

	第1回
日時	令和元年11月29日（金） 午後1時45分から午後4時20分まで
場所	愛知県図書館5階 大会議室
出席者	委員10名（委員総数11名）
議題	<ul style="list-style-type: none"> ○外来医療計画の試案の決定 【審議結果】 了承 ○医師確保計画の試案の決定 【審議結果】 了承 ○有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定（2頁参照） 【審議結果】 了承 ○医療介護総合確保促進法に基づく令和元年度県計画の策定及び平成26年度から平成30年度県計画の事後評価に対する意見聴取に関する協議（3～12頁参照） 【審議結果】 了承 ○地域医療連携推進法人尾三会の定款変更（医療連携推進業務の追加）の協議（13～16頁参照） 【審議結果】 了承
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県地域保健医療計画別表の更新について（別冊） ○地域医療構想推進委員会の取組について ○地域医療連携推進法人尾三会の運営状況について

有床診療所の病床整備計画の承認について

総括表

1 有床診療所の病床整備計画

病床の種類 (医療法施行規則第1条の14第7項)	設置予定の診療所 ①名称 ②所在地 ③開設者(区分) ④開設者(氏名・名称) ⑤標榜科目 ⑥開設時期 ⑦承認年月日	開設病床数(床)		
		現在	増加	計
地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所 (第1号)	① 小児在宅クリニックみちくさ ② 名古屋市千種区吹上二丁目207番1 ③ 社会福祉法人 ④ (社福)ふれ愛名古屋 理事長 鈴木由夫 ⑤ 小児科、内科 ⑥ 令和元年12月予定 ⑦ 令和元年11月29日	0	7	7
周産期医療 (第2号)	① 吹上マタニティクリニック ② 名古屋市昭和区車田町一丁目40番の1 ③ 個人 ④ 山本珠生 ⑤ 産婦人科 ⑥ 令和2年8月予定 ⑦ 令和元年11月29日	0	15	15

病種別	区域	基準病床数 (A) H30.3.30	既存病床数 (B) R1.9.30	計画承認済病床数 (C)	差引数 (D) (A)-(B)-(C)	承認された整備計画						(参考) 2025年の必要病床数 推計
						全体		病院		診療所		
						施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	
一般病床 及び 療養病床	名古屋・中部圏	17,911	合計 20,800 一般 16,049 療養 4,751	19	△ 2,908	2	22	-	-	2	22	22,039
	海医療圏	1,531	合計 1,948 一般 1,224 療養 724	-	△ 417	-	-	-	-	-	-	1,981
	尾張東部圏	4,141	合計 4,425 一般 3,644 療養 781	-	△ 284	-	-	-	-	-	-	5,268
	尾張西部圏	3,357	合計 3,647 一般 2,910 療養 737	-	△ 290	-	-	-	-	-	-	3,922
	尾張北部圏	4,725	合計 5,061 一般 3,463 療養 1,598	-	△ 336	-	-	-	-	-	-	5,385
	知多半島圏	3,147	合計 3,253 一般 2,679 療養 574	-	△ 106	-	-	-	-	-	-	3,310
	三河西部圏	2,252	合計 2,815 一般 2,017 療養 798	-	△ 563	-	-	-	-	-	-	3,064
	三河東部圏	2,083	合計 2,540 一般 1,716 療養 824	-	△ 457	-	-	-	-	-	-	2,325
	三河西部圏	4,263	合計 4,683 一般 3,206 療養 1,477	-	△ 420	-	-	-	-	-	-	4,998
	三河東部圏	229	合計 417 一般 222 療養 195	-	△ 188	-	-	-	-	-	-	287
	三河東部圏	4,139	合計 6,488 一般 3,504 療養 2,984	-	△ 2,349	-	-	-	-	-	-	5,214
	計	47,778	合計 56,077 一般 40,634 療養 15,443	19	△ 8,318	2	22	-	-	2	22	57,773
	精神病床	全県域	10,780	12,377	-	△ 1,597	-	-	-	-	-	-
結核病床	全県域	138	136	-	2	-	-	-	-	-	-	-
感染症病床	全県域	72	72	-	0	-	-	-	-	-	-	-

医療介護総合確保促進法に基づく県計画について

1 制度の概要

- 団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7(2025)年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成26(2014)年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)が国において創設され、本県では平成26(2014)年12月に設置した。
- 県では、この基金の活用に向けて策定した計画に基づき事業を実施している。

2 基金事業の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条2項第2号に掲げる事業

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ② 居宅等における医療の提供に関する事業
 - ③ 介護施設等の整備に関する事業
 - ④ 医療従事者の確保に関する事業
 - ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ※①、②、④が医療分、③、⑤が介護分

(1) 平成26年度県計画(平成26年10月作成・平成30年3月改定)の概要

計画額(医療分)3,197,466千円 [うち30年度事業費:60,000千円]

●30年度実施事業

- ア 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 在宅療養支援歯科医養成推進事業 20,000千円
- イ 医療従事者の確保に関する事業
 - 総合医養成推進事業 40,000千円

(2) 平成27年度県計画(平成28年1月作成・平成30年12月改定)の概要

計画額(医療分)3,227,063千円 [うち30年度事業費:7,618千円]

●30年度実施事業

- ア 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 障害者歯科医療ネットワーク推進事業 5,446千円
- イ 医療従事者の確保に関する事業
 - 地域医療支援センター事業 2,172千円

(3) 平成28年度県計画(平成28年9月作成・平成30年12月改定)の概要

計画額(医療分)3,244,329千円 [うち30年度事業費:136,016千円]

●30年度実施事業

- ア 医療従事者の確保に関する事業
 - 地域医療確保修学資金貸付金 9,530千円
 - 精神科医養成推進事業 30,000千円
 - 障害児医療医師養成推進事業 30,000千円
 - ナースセンター事業 66,486千円

(4) 平成29年度県計画(平成29年9月作成・平成31年3月改定)の概要

計画額(医療分)3,243,880千円 [うち30年度事業費:1,622,315千円]

●30年度の主な実施事業

- ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 回復期病床整備事業 1,488,500千円
 - 医療介護連携体制支援事業 963千円
 - 高齢者疾患医療連携体制推進事業 27,750千円
- イ 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 障害者医療ネットワーク推進事業 1,747千円
- ウ 医療従事者の確保に関する事業
 - 地域医療確保修学資金貸付金 103,355千円

(5) 平成30年度県計画(平成30年10月作成・平成31年4月改定)の概要

計画額(医療分)3,529,597千円 [うち30年度事業費:1,513,988千円]

●30年度の主な実施事業

- ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - 医療介護連携体制支援事業 73,551千円
- イ 居宅等における医療の提供に関する事業
 - 地域包括ケア推進事業 10,714千円
 - 在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業 9,233千円
 - その他 6事業 22,873千円
- ウ 医療従事者の確保に関する事業
 - 産科医等支援事業 123,568千円
 - 地域医療支援センター事業 198,649千円
 - 地域医療確保修学資金貸付金 168,743千円
 - 看護師等養成所運営助成事業 360,855千円
 - 病院内保育所運営助成事業 274,865千円
 - その他 16事業 270,937千円

(6) 令和元年度県計画（案）の概要

計画額(案)(医療分)3,805,335 千円

●令和元年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

2,290,663 千円

回復期病床整備事業	2,155,517 千円
病床規模適正化事業	64,017 千円
地域医療構想推進事業	8,603 千円
医療介護連携体制支援事業	62,526 千円

イ 居宅等における医療の提供に関する事業 0 千円

在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業始め 8 事業（34,445 千円）は平成 26 年度基金計画執行残により事業を実施。

ウ 医療従事者の確保に関する事業 1,514,672 千円

産科医等支援事業	111,363 千円
地域医療支援センター事業	139,894 千円
地域医療確保修学資金貸付金	307,200 千円
看護師等養成所運営助成事業	376,386 千円
病院内保育所運営助成事業	260,502 千円
その他 15 事業	319,327 千円

3 県計画の策定及び事後評価について

(1) 策定及び事後評価にあたっての意見聴取について

国が定めている「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成 31 年度の取扱いに関する留意事項について」において、県計画を決定するにあたっては、必要に応じて医師会など地域の関係者への意見聴取を実施すること、また、事後評価を行うに当たっては、都道府県医療審議会等からの意見聴取をして実施するものとされている。

県計画及び事後評価の国への提出は、基金の交付申請に合わせて行う。

令和元年度県計画事業一覧 3,805,335千円

事業区分1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金(A)	その他(B)	備考	計画素案 (要望額)
1	【継続(H27計画～)】 回復期病床整備事業	回復期病床(回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟など)の新設・転換するために必要となる施設・設備整備に助成する。(令和2年度分)	医療機関	1/2	4,311,034	2,155,517	2,155,517		2,155,517
2	【新規(H31計画～)】 病床規模適正化事業	病床の適正化に伴い不要となる病棟、病室等を他の用途へ変更(機能転換以外)するために必要な改修及び設備に助成する。	医療機関	1/2	128,034	64,017	64,017		64,017
3	【新規(H31計画～)】 地域医療構想推進事業	地域医療構想の進め方について、研修会を開催するとともに、アドバイザーを設置して議論を活性化させる。	県 県医師会	—	8,603	8,603	0		8,603
4	【継続】 医療介護連携体制支援事業	在宅医療の充実により療養病床等の入院患者の在宅への移行を促進し、慢性期病床等の他の機能の病床への転換等を推進するため、医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携や職種別の研修を実施する。	医療機関等	委託等	111,316	62,526	48,790		62,526
区分Ⅰ 計					4,558,987	2,290,663	2,268,324		2,290,663

事業区分2. 居宅等における医療の提供に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金(A)	その他(B)	備考	計画素案 (要望額)
5	【継続(H27計画～)】 保健医療福祉連携強化普及啓発事業	本県における保健・医療・福祉関係者の連携強化に資する関連調査を行うとともに、県民への普及啓発を行う。	県医師会	委託	(2,871)	(2,871)	(0)	H26計画執行残により実施	2,871
6	【継続(H27計画～)】 地域包括ケア推進事業	市町村が地域包括ケアシステム構築状況の把握・分析に使用できる全県的な評価指標の策定を行う。	県	委託等	(987)	(987)	(0)	H26計画執行残により実施	987
7	【継続(国庫)】 在宅歯科医療連携室事業	訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣や在宅歯科医療に関する講習会を実施する。	県歯科医師会	委託	(1,415)	(1,415)	(0)	H26計画執行残により実施	1,415
8	【継続(国庫)】 在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	医療機関	2/3	(10,800)	(7,200)	(3,600)	H26計画執行残により実施	7,200
9	【継続(国庫)】 在宅療養者歯科口腔保健推進設備整備事業	在宅で療養する者の口腔ケアに必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	医療機関	1/2	(6,000)	(3,000)	(3,000)	H26計画執行残により実施	3,000
10	【継続(H27計画～)】 障害者歯科医療ネットワーク推進事業	愛知県歯科医療センターと障害者歯科医療センターを中心とした障害者歯科医療ネットワークを整備、運用するとともに、障害者歯科医療専門医を育成することにより、地域完結型の障害者歯科医療体制の実現を目指す。	県歯科医師会	委託	(7,326)	(7,326)	(0)	H26計画執行残により実施	7,326
11	【継続(H27計画～)】 在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業	未就業歯科衛生士の再就業を支援するため、登録バンクの運営、研修、職場環境整備、養成校連携強化を実施する。	県歯科医師会	委託	(9,408)	(9,408)	(0)	H26計画執行残により実施	9,408
12	【継続(国庫)】 訪問看護推進事業	訪問看護を推進するため推進協議会を開催し、実態調査、研修等を実施する。	県 県看護協会	— 委託	(2,238)	(2,238)	(0)	H26計画執行残により実施	2,238
区分Ⅱ 計					(41,045)	(34,445)	(6,600)		34,445

事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業

(単位：千円)

No.	事業名	概要	事業者	補助率等	総事業費 (A+B)	基金(A)	その他(B)	備考	計画素案 (要望額)
13	【継続(国庫)】 小児救急電話相談事業	小児科医の診療していない休日等に保護者向けの相談体制を整備し、適切な医療相談を実施する。	民間事業者	委託	37,641	37,641	0	計画素案と基金(A)の差は、執行見込額が減したことによるもの	42,535
14	【継続(国庫)】 小児集中治療室医療従事者研修事業	小児専門医確保のための研修事業に対し助成する。	医療機関 (3)	1/2	14,860	7,430	7,430		7,430
15	【継続(国庫)】 小児救急医療支援事業	小児の第2次救急医療体制として在宅当番医及び病院群輪番制病院等を支援する小児科標榜病院に対し助成する。	医療機関	2/3	16,384	16,384	0		16,384
16	【継続(国庫)】 産科医等支援事業	産科医及び小児科医の処遇改善・人材確保のため、分娩手当や新生児担当医に対する手当を支給する医療機関に対し助成する。	医療機関	1/3	334,089	111,363	222,726		111,363
17	【継続(H26計画～)】 帝王切開術医師支援事業	地域の中小規模の産婦人科医療機関でも帝王切開に対応できるよう医師確保のための支援を行う。	医療機関	1/3	93,384	31,128	62,256		31,128
18	【継続(国庫)】 救急勤務医支援事業	一定の救急搬送実績のある第2次救急医療施設、救急告示病院で夜間・休日の救急医療を担う医師への手当の支給を通じ、これらの業務負担の多い勤務医等の処遇改善を図る。	2次救急医療施設 救急告示病院 (14)	1/3	39,513	13,171	26,342		13,171
19	【継続(一部国庫)】 地域医療支援センター事業	医療法で地域医療支援センターにおいて実施が求められている、医師の地域偏在解消のために必要な医療支援事務を行う。	県 医療機関等	1/3 1/2 3/4 10/10	241,605 (26,015)	139,894 (17,349)	101,711 (8,666)	H26・H27・H28計画執行残により実施(17,349千円)	160,295
20	【継続(H27計画～)】 地域医療確保修学資金貸付金	将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を医学生に対し行う。	県	定額	307,200	307,200	0	計画素案と基金(A)の差は、執行見込額が減したことによるもの	310,800
21	【継続(H27計画～)】 医療勤務環境改善支援センター事業	医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、各医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援する「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置する。	民間団体 (企画公募にて選定)	委託	4,470	4,470	0	計画素案と基金(A)の差は、執行見込額が減したことによるもの	4,530
22	【継続(H27計画～)】 看護職員確保対策事業	診療所における看護職員の確保を図るための事業を行う。	県医師会	委託	3,667	3,667	0		3,667
23	【継続(H26計画～)】 ナースセンター事業	看護師の人材確保を図るため、公益財団法人愛知県看護協会に委託して実施している「愛知県ナースセンター」の業務に要する経費 28年度からは、新たに平成27年10月の看護師等の届出制度を活かした再就業支援策を加え事業を実施する。	県	委託	110,363	76,651	33,712		76,651
24	【継続(一部国庫)】 看護師等養成所運営助成事業	看護師等養成所の運営に必要な経費を助成する。	看護師等養成所	定額	3,066,207	376,386	2,689,821	計画素案と基金(A)の差は、執行見込額が減したことによるもの	377,746
25	【継続(一部国庫)】 病院内保育所運営助成事業	病院の設置する保育施設への補助を行い、看護職員等の離職防止及び再就職を支援する。	県	2/3 1/2 1/4	2,298,414	260,502	2,037,912		260,502
26	【継続(国庫)】 新人看護職員研修事業	新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修に対し助成する。	医療機関 (86か所)	1/2	184,448	94,013	90,435		94,013
27	【継続(国庫)】 医療療育総合センター費	医療療育総合センターにおいて新規採用看護師に対し研修を実施する。	県	—	636	636	0		636

28	【継続（国庫）】 看護職員専門分野研修事業	認定看護師育成のため研修を実施する医療機関等へ助成する。	県看護協会	定額	5,250	5,250	0	5,250
29	【継続（H27計画～）】 へき地医療確保看護修学資金貸付金	県立の看護専門学校において、「地域枠推薦入試」を行い、へき地医療機関への就職を希望する者に対して、在学中に奨学金を貸与する。	県	—	3,600	3,600	0	3,600
30	【継続（一部国庫）】 看護研修センター事業	看護職員の継続教育を推進するための拠点として、総合看護専門学校内に看護研修部門を設置し、看護教員等指導者の養成や施設内教育の支援、再就業希望者のための実務研修などの事業を実施する。	県	—	33,932	20,691	13,241	20,691
31	【継続（H27計画～）】 薬剤師再就業支援事業	結婚、育児等を理由に休業している薬剤師のうち、勤労意欲のある者に対して研修会等を開催し、復職を支援することにより、地域包括ケアを推進する薬剤師の人材確保を図る。	県薬剤師会	委託	1,426	1,426	0	1,426
32	【継続（H28計画～）】 障害児者医療研修事業	【H27までは地域医療再生基金により実施】 障害者が地域で安心して生活できる体制整備のため、医療・療育関係者等へ研修を行うとともに、発達障害医療及び重症心身障害児者療育に係るネットワークの構築を行う。	県	—	3,169	3,169	0	3,169

区分Ⅲ 計	6,800,258 (26,015)	1,514,672 (17,349)	5,285,586 (8,666)	1,544,987
合計	11,359,245 (67,060)	3,805,335 (51,794)	7,553,910 (15,266)	3,870,095

注) ()の金額は、平成26年度～平成29年度基金計画の執行残により実施する事業分

平成30年度実施事業一覧（事後評価総括表）

26年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額
事業区分2. 居宅等における医療の提供に関する事業	在宅療養支援歯科医養成推進事業	大学歯学部在宅歯科医療寄附講座を開設し、在宅歯科医療を担う歯科医師の養成を行う。	在宅歯科医療寄附講座を開設し、在宅医療を担う医療人材を育成することにより、本県の在宅療養支援歯科診療所の割合を16.7%から令和元年度末に18%にすることを指標としている。2か年計画の初年度のため、評価は次年度に実施する。	県（愛知学院大学に寄附）	20,000
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	総合医養成推進事業	病院総合医の養成及び、地域枠医師のキャリア形成支援の強化等のために大学が設置する、地域医療学講座の運営に要する経費の寄附を行う。	総合医養成プログラムを2大学で新たに実施することを指標としており、2大学が実施し、県内医学部を有する4大学すべてで実施することとなった。	大学 (2)	40,000

27年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額
事業区分2. 居宅等における医療の提供に関する事業	障害者歯科医療ネットワーク推進事業	愛知県歯科医療センターと障害者歯科医療センターを中心とした障害者歯科医療ネットワークを整備、運用するとともに、障害者歯科医療専門医を育成することにより、地域完結型の障害者歯科医療体制の実現を目指す。	障害者歯科医療に対応できる歯科医師を20名育成することを指標としており、20名の育成を行った。	県歯科医師会	5,446
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	地域医療支援センター事業	医療法で地域医療支援センターにおいて実施が求められている、医師の地域偏在解消のために必要な医療支援事務を行う。	医師派遣を行う医療機関の維持・増加を指標としており、平成27年度8か所から平成30年度6か所となった。引き続き、医師派遣を行う医療機関の維持・増加に努める。	県 医療機関	2,172

28年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	地域医療確保修学資金貸付金	将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を医学生に対し行う。	県で配置調整が可能な医師を32名とする指標を策定しており、31名の実績となった。	県	9,530
	精神科医養成推進事業	病院勤務医不足の問題を解消すべく、精神医療を担う医師の養成を目的とし、名古屋大学への講座設置の支援を実施する。	カリキュラム終了後に県内精神科医療機関へ5名の医師を派遣することを指標としており、8名を派遣した。	名古屋大学	30,000
	障害児者医療医師養成推進事業	障害児者の医療に携わる医師を養成するため、名古屋大学への講座設置の支援を実施する。	28年度から31年度の4年間で大学医師を県立障害児医療施設へ毎年5名派遣することを指標としており、22名を派遣した。	名古屋大学	30,000
	ナースセンター事業	看護師の人材確保を図るため、公益社団法人愛知県看護協会に委託して実施している「愛知県ナースセンター」の業務に要する経費 28年度からは、新たに平成27年10月の看護師等の届出制度を活かした再就業支援策を加え事業を実施する。	ナースセンターを利用して1,400人就職することを指標としており、1,328人が利用して就職した。	県看護協会	66,486

29年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額
事業区分1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	回復期病床整備事業	回復期病床(回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟など)への転換するために必要となる施設・設備整備に助成する。	平成32年度までに2,649床の整備を行うことを指標としており、回復期病床を284床整備した。	医療機関	1,488,500
	医療介護連携体制支援事業	在宅医療の充実により療養病床等の入院患者の在宅への移行を促進し、慢性期病床等の他の機能の病床への転換等を推進するため、医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携や職種別の研修を実施する。	研修を12医療圏で実施することを指標としており、医療介護連携体制支援研修をはじめとした12種の研修を12医療圏で実施した。	医療機関等	963
	高齢者疾患医療連携体制推進事業費	県内の医療機関において蓄積される医療情報などのビッグデータを解析し、患者を取り巻く生活環境上の課題や特異性に合わせた、患者ごとに精密化された地域連携クリティカルパスを作成する。高齢者疾患を対象とした地域連携クリティカルパスの効果的な活用を普及することによって、病床機能の分化・連携を推進する。また、高齢者疾患患者に最適な退院支援を行い、入院期間短縮と社会復帰向上を図る。	リハビリプラン・退院支援策作成の患者を平成33年度までに500人に行うことを指標として平成29年度から事業継続中	名古屋大学医学部附属病院	27,750
事業区分2. 居宅等における医療の提供に関する事業	障害者歯科医療ネットワーク推進事業	愛知県歯科医療センターと障害者歯科医療センターを中心とした障害者歯科医療ネットワークを整備、運用するとともに、障害者歯科医療専門医を育成することにより、地域完結型の障害者歯科医療体制の実現を目指す。	障害者歯科医療に対応できる歯科医師を20名育成することを指標としており、20名の育成を行った。	県歯科医師会	1,747
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	地域医療確保修学資金貸付金	将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を医学生に対し行う。	県で配置調整が可能な医師を32名とする指標を策定しており、31名の実績となった。	県	103,355

30年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額
事業区分1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	医療介護連携体制支援事業	在宅医療の充実により療養病床等の入院患者の在宅への移行を促進し、慢性期病床等の他の機能の病床への転換等を推進するため、医療介護連携を進める上で必要となる多職種連携や職種別の研修を実施する。	医療介護連携を進めるための研修を12メニュー、308回・8か所で実施することを指標としており、12メニュー、136回、7か所で実施し、多職種連携のための知識の習得に努めた。	医療機関等	73,551
事業区分2. 居宅等における医療の提供に関する事業	地域包括ケア推進事業	地域包括ケアシステムの構築を図るため、団地を中心とした地域包括ケアのモデル事業を実施するとともに、市町村からの問い合わせに対応するため、国立長寿医療研究センターに相談窓口を設置するなどにより、システム構築の取組を県内に広める。	他の補助金により事業を実施。	市町村 国立長寿医療研究センター	10,714
	保健医療福祉連携強化普及啓発事業	本県における保健・医療・福祉関係者の連携強化に資する関連調査を行うとともに、県民への普及啓発を行う。	保健、医療、福祉分野の連携強化に資するシンポジウムを1回開催することを指標としており、開催することができた。	県医師会	2,808

30年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額
事業区分2. 居宅等における医療の提供に関する事業	在宅歯科医療連携室事業	訪問診療を行う歯科衛生士の派遣や在宅歯科医療に関する講習会を実施する。	訪問歯科診療の支援を行う歯科衛生士の派遣を140件行うことを指標としており、95件の派遣を行った。	県歯科医師会	8,348
	在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	設備整備を15の医療機関で実施することを指標としており、15か所を助成した。	医療機関	6,000
	在宅療養者歯科口腔保健推進設備整備事業	在宅で療養する者の口腔ケアに必要な医療機器等の整備にかかる経費に対し助成する。	設備整備を12の医療機関で実施することを指標としており、6か所を助成した。	医療機関	3,000
	在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業	未就業歯科衛生士の再就業を支援するため、登録バンクの運営、研修、職場環境整備、養成校連携強化を実施する。	再就業者を6名増やすことを指標としており、10名が再就業した。	県歯科医師会	9,233
	在宅歯科医療支援設備整備事業	地区歯科医師会が運営する歯科医療センターに災害時でも在宅歯科医療が行えるよう、訪問歯科診療の支援体制の整備を行う。	小型発電機を3セット(6基) 配備することを指標としており、3セット(6基)を配備した。	県歯科医師会	968
	訪問看護推進事業	訪問看護を推進するため推進協議会を開催し、実態調査、研修等を実施する。	在宅医療推進研修の受講者数を29年度の105名以上とすることを指標としており、133名が受講した。	県看護協会	1,749
事業区分4. 医療従事者の確保に関する事業	小児救急電話相談事業	小児科医の診療していない休日等に保護者向けの相談体制を整備し、適切な医療相談を実施する。	電話相談件数35,920件以上を指標としており、38,838件の相談を受けた。	民間事業者	42,812
	小児集中治療室医療従事者研修事業	小児専門医確保のための研修事業に対し助成する。	研修を3か所の医療機関で実施することを指標としており、3医療機関で実施した。	医療機関	9,459
	小児救急医療支援事業	小児の第2次救急医療体制として在宅当番医及び病院群輪番制病院等を支援する小児科標榜病院に対し助成する。	小児救急医療支援事業を2医療圏で実施することを指標としており、2つの医療圏で実施した。	市町村	16,208
	産科医等支援事業	産科医及び小児科医の処遇改善・人材確保のため、分娩手当や新生児担当医に対する手当を支給する医療機関に対し助成する。	産科医等確保支援事業に該当し1,046名以上に手当を支給すること等を指標としており、1,505人に支給した。	医療機関	123,568
	帝王切開術医師支援事業	地域の中小規模の産婦人科医療機関でも帝王切開に対応できるよう医師確保のための支援を行う。	助成医療機関が57か所以上を指標としており、57か所の医療機関に助成した。	医療機関	33,584

30年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額
事業区分4. 医療従事者の 確保に関する 事業	救急勤務医支援事業	一定の救急搬送実績のある第2次救急医療施設、救急告示病院で夜間・休日の救急医療を担う医師への手当の支給を通じ、これらの業務負担の多い勤務医等の処遇改善を図る。	救急勤務医支援事業の助成医療機関を30か所とする指標を策定したが、助成医療機関は13か所となった。	2次救急医療施設 救急告示病院	15,052
	地域医療支援センター事業	医療法で地域医療支援センターにおいて実施が求められている、医師の地域偏在解消のために必要な医療支援事務を行う。	医師派遣や再就職医師のあっせん数を27名以上とする等を指標としており、29名のあっせん数となった。	県 医療機関	198,649
	地域医療確保修学資金貸付金	将来的に県内の公的医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を医学生に対し行う。	県で配置調整が可能な医師を32名とする指標を策定しており、31名の実績となった。	県	168,743
	医療勤務環境改善支援センター事業	医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを創設するとともに、こうした取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制を構築する「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置する。	センターの支援により3か所の医療機関で勤務環境改善計画の策定を指標としており、5か所の医療機関で実施した。	民間団体 (企画公募にて選定)	4,497
	看護職員確保対策事業	診療所における看護職員の確保を図るための事業を行う。	委託事業を利用して生徒募集を行う養成所を4か所とする指標と策定しており、4か所の養成所で実施した。	県医師会	3,600
	ナースセンター事業	看護師の人材確保を図るため、公益社団法人愛知県看護協会に委託して実施している「愛知県ナースセンター」の業務に要する経費 28年度からは、新たに平成27年10月の看護師等の届出制度を活かした再就業支援策を加え事業を実施する。	ナースセンターを利用して1,400人就職することを指標としており、1,328人が利用して就職した。	県看護協会	10,736
	看護師等養成所運営助成事業	看護師等養成所の運営に必要な経費を助成する。	看護師養成所数21課程を指標としており、21課程で実施した。	看護師等養成所	360,855
	病院内保育所運営助成事業	病院の設置する保育施設への補助を行い、看護職員等の離職防止及び再就業を支援する。	病院内保育所の運営経費を助成する施設数95か所を指標としており、97か所に助成した。	医療機関	274,865
	病院内保育所整備事業	病院及び診療所に従事する職員が安心して子育てをしながら働くことができるよう、保育施設を整備する経費を助成する。	1か所の医療機関に助成して整備をすることを指標としていたが、希望事業者がなかったため実績がなかった。	医療機関	1,631
	新人看護職員研修事業	新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修に対し助成する。	臨床研修を実施する医療機関87か所を指標としており、85か所に助成した。	医療機関	87,682
看護職員専門分野研修事業	認定看護師育成のため研修を実施する医療機関等へ助成する。	専門分野研修を実施する医療機関1か所を指標としており、1か所に助成した。	県看護協会	8,400	

30年度計画分					
事業区分	事業名	事業概要	事業の評価(アウトプット指標に対する達成値)	事業者	事業額
事業区分4. 医療従事者の 確保に関する 事業	へき地医療確保看護修学資金貸付金	県立の看護専門学校において、「地域枠推薦入試」を行い、へき地医療機関への就職を希望する者に対して、在学中に奨学金を貸与する。	へき地医療確保看護修学資金を7名に貸与することを指標としており、4名に貸与した。	県	8,400
	看護研修センター事業	愛知県看護研修センターにおいて実施する看護教員・実習指導者の養成研修や看護職員の専門性・実践力を向上するための研修事業に要する経費に対し助成する。 また、新たに実施する新人看護教員研修、臨地実習指導者講習会（特定分野）に要する経費に対し助成する。	研修の受講者数を755名とすることを指標としており、857名が受講した。	県	21,443
	看護師勤務環境改善施設整備費事業	勤務環境改善整備をする施設整備事業に要する経費を助成する。	助成事業を活用する事業者1か所を指標としており、1か所に助成した。	県	2,405
	薬剤師再就業支援事業	結婚、育児等を理由に休業している薬剤師のうち、勤労意欲のある者に対して研修会等を開催し、復職を支援することにより、地域包括ケアを推進する薬剤師の人材確保を図る。	研修の受講者数を100名とすることを指標としており、147名が受講した。	県薬剤師会	1,407
	障害児者医療研修事業	障害者が地域で安心して生活できる体制整備のため、医療・療育関係者等へ研修を行うとともに、発達障害医療及び重症心身障害児者療育に係るネットワークの構築を行う。	研修の受講者数を1,037名とすることを指標としており、1,385名が受講した。	県	3,621

地域医療連携推進法人尾三会の定款変更（潜在看護師再教育等事業）について

地域医療連携推進法人尾三会（以下「尾三会」という。）において、愛知県地域医療構想を実現するため、資質の高い保健医療従事者の養成を図る必要があることから、定款第5条の医療連携推進業務に有料職業紹介事業を追加する。

1 事業の目的

尾三会において、参加法人へ潜在看護師の職業紹介を行い、人材確保を図るとともに、資質の高い保健医療従事者を養成するため、潜在看護師に対して、参加病院である藤田医科大学病院で看護技術修得を目指した再教育研修を実施する。

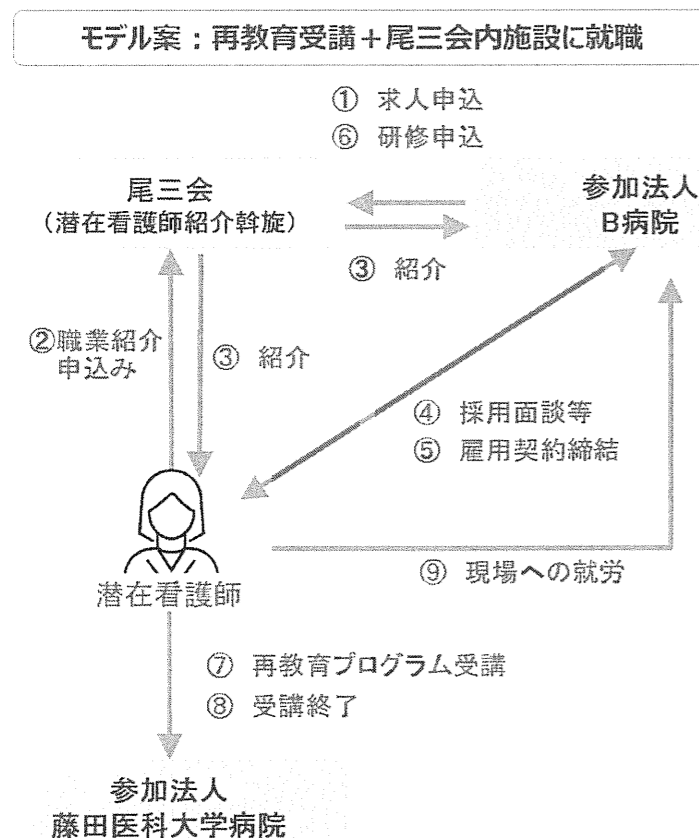
2 事業の概要

尾三会は、看護実践に不安がある潜在看護師からの職業紹介の申込みを受け、求人申込のあった参加病院とのマッチングを行う。

参加病院と潜在看護師において雇用契約が締結した場合、尾三会は、当該看護師に対して委託先である藤田医科大学病院において再教育研修を実施する。

雇用契約締結後、参加病院は尾三会へ職員紹介・研修費用として「人材紹介手数料」を支払い、尾三会は藤田医科大学病院へ「再教育事業委託料」を支払う。

<イメージ図>



※⑤の雇用契約締結後、B病院は再教育期間中も潜在看護師へ給与を支払う。

定款一部変更

1. 変更の理由

- ・第5条：地域医療構想推進に向けた事業内容を明確にするため。

2. 新旧対照表

新	旧 (下線部が変更箇所)
第1条乃至第2条 (省略)	第1条乃至第2条 (省略)
(目的) 第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、参加病院等の相互間の機能及び業務の連携に関する医療連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。	第3条 (省略)
(医療連携推進業務) 第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う (1) 医療・介護従事者の資質向上に関する共同研修 (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入 (3) 医療・介護従事者の人事交流 (4) 情報機器の共同利用 (5) 医療事故調査における連携 (6) 病院給食、介護・福祉給食サービスの共同化 (7) <u>有料職業紹介</u> (8) 前各号に付帯する一切の事業	(医療連携推進業務) 第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う (1) 医療・介護従事者の資質向上に関する共同研修 (2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入 (3) 医療・介護従事者の相互派遣 (4) 情報機器の共同利用 (5) 医療事故調査における連携 (6) 病院給食、介護・福祉給食サービスの共同化 (7) <u>新設</u> (8) 前各号に付帯する一切の事業
以下 省略	以下 省略

医療連携推進方針一部変更

1. 変更の理由

事業内容を明確にするため

2. 新旧対照表

新	旧
1 乃至 3 (現行のとおり)	1 乃至 3 (省略)
<p>4. 「病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標」 (中略)</p> <p>・グループ内施設間における医療・介護従事者等の人事交流を実施し、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。</p> <p>具体的には、特に必要性の高い地域医療構想区域に対し、医療施設従事者が多い尾張東部構想区域から、不足地域医療構想区域に対し、グループ内施設を通じて人事交流を実施し、地域偏在の解消、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。</p> <p><u>さらに、地域の潜在看護師が自信を持っていきいきと働くための支援として、医療安全を基盤とした看護技術習得を目指した再教育及び就労支援を実施することにより、地域医療に貢献していきます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>・介護・医療従事者等の人事交流を通じて、在宅診療等の充実化に貢献いたします。</p> <p>具体的には、各地域医療構想区域の必要度に応じたグループ内施設への人事交流を通じて、医療必要度の高い利用者に対応できる介護施設や在宅診療の充実に貢献いたします。</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>4. 「病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標」 (中略)</p> <p>・グループ内施設間における医療・介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。</p> <p>具体的には、特に必要性の高い地域医療構想区域に対し、医療施設従事者が多い尾張東部構想区域から、不足地域医療構想区域に対し、グループ内施設を通じて派遣を実施し、地域偏在の解消、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>・介護・医療従事者等の相互派遣を通じて、在宅診療等の充実化に貢献いたします。</p> <p>具体的には、各地域医療構想区域の必要度に応じたグループ内施設への派遣を通じて、医療必要度の高い利用者に対応できる介護施設や在宅診療の充実に貢献いたします。</p> <p>(以下省略)</p>

※改正部分に下線

【参考】

平成29年3月29日愛知県医療審議会医療体制部会における地域医療連携推進法人の認定及び代表理事の選定の認可に対する付帯決議文

地域医療連携推進法人が業務を行う医療連携推進区域は、地域医療構想区域と整合的になるよう定めることが原則であり、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める場合にはその理由と必要性について十分精査することが必要であると規定されている。

今回の認定審査対象法人は愛知県下の7つの構想区域に及ぶものであるが、平成29年3月29日の医療体制部会での質疑応答は、この点で各委員の疑念を払拭するに至っていない。

地域医療構想の本来趣旨に基づけば、多数の構想区域にまたがって業務を行おうとする今回の認可審査対象法人の存在は、各構想区域における自主的な取り組みを阻害し、参加法人とそれ以外の機関との無用な競争を助長することが強く懸念される。

愛知県の地域医療構想達成のため、不断の努力を続けている各地域の医療関係者の努力が毀損されることがないように、万全の配慮がなされるべきである。

今回申請された地域医療連携推進法人は、以下の二点を付帯決議事項として認可するものである。

- 1 本法人はその参加法人と業務範囲が多数の構想区域にまたがる地域医療連携推進法人であるため、その法人の事業運営にあたっては、それぞれの構想区域の医療関係者が、地域医療達成に向けて現在すでに行いつつあり、将来行うとしている取り組み内容を十分に理解し尊重すること。
- 2 法人運営がその理念通り適切に運営されている状況について、愛知県医療審議会医療体制部会に、毎年報告すること。

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

愛知県名古屋市緑区、名古屋市天白区、名古屋市南区、岡崎市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、西尾市、愛知郡東郷町

2. 参加法人、参加病院等

- ・南医療生活協同組合 総合病院南生協病院
- ・医療法人清水会 相生山病院
- ・医療法人なるみ会 第一なるみ病院
- ・医療法人コジマ会 ジャパン藤脳クリニック
- ・医療法人 みどり訪問クリニック
- ・医療法人並木会 並木病院
- ・医療法人愛整会 北斗病院
- ・医療法人鉄友会 宇野病院
- ・医療法人十全会 三嶋内科病院
- ・医療法人木南舎 富田病院
- ・医療法人葵 葵セントラル病院
- ・医療法人宝美会 総合青山病院
- ・医療法人明和会 辻村外科病院
- ・医療法人社団同仁会 一里山・今井病院
- ・公益財団法人 豊田地域医療センター
- ・医療法人贈恩会 小嶋病院
- ・医療法人利靖会 前原整形外科リハビリテーションクリニック
- ・医療法人 秋田病院
- ・学校法人藤田学園 藤田医科大学病院
- ・社会福祉法人あかいけ寿老会 特別養護老人ホーム寿老苑
- ・医療法人名翔会 老人保健施設和合の里
- ・社会福祉法人東郷福祉会 特別養護老人ホームイースト・ヴィレッジ
- ・社会福祉法人福田会 特別養護老人ホーム豊明苑
- ・医療法人財団善常会 善常会リハビリテーション病院
- ・医療法人社団福祉会 高須病院
- ・医療法人秀麗会 山尾病院
- ・医療法人幸寿会 平岩病院
- ・社会福祉法人地域福祉コミュニティほほえみ 地域密着型特別養護老人ホームひらばりみなみ
- ・医療法人寿光会 寿光会中央病院
- ・医療法人大医会 日進おりど病院

3. 理念・運営方針

(理念)

尾三会は、広域をカバーする高度・専門医療を安定的に供給する一方で、地域住民の皆様が

住み慣れた地域を中心に、切れ目なく適切な医療・介護サービスを利用できるよう、高度急性期医療と地域包括ケアの連携モデルを構築し、愛知県地域医療構想の確実な実現に貢献いたします。

(運営方針)

尾三会では、愛知県地域医療構想実現のため、以下の取組みを実施いたします。なお、病床機能調整を含む地域医療構想は、地域医療構想調整会議において検討の上その実現を図るため、尾三会は、参加法人を通じ、地域医療構想実現に向けてのノウハウや仕組みの提供、医療従事者の質の向上や職員派遣といった支援により、地域医療構想の実現に寄与いたします。

- ① 特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や、医療資源（医療従事者等）の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期病床及び在宅診療等の充実化を促進いたします。
- ② 広域を担う特定機能病院と、地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与いたします。
- ③ 厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるよう、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等を支援いたします。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

・グループ内施設の機能の分化について

特定機能病院である藤田医科大学病院は、多くの医療圏をカバーしており、その他のグループ内施設は連携して各地域に必要な急性期以降の機能を担います。具体的には、特定の医療圏における疾患を対象としたワーキンググループを立ち上げ、連携モデルの具体的な推進を図ります。

・グループ内施設間における医療・介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。

具体的には、特に必要性の高い地域医療構想区域に対し、医療施設従事者が多い尾張東部構想区域から、不足地域医療構想区域に対し、グループ内施設を通じて派遣を実施し、地域偏在の解消、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。

・医療・介護従事者向け勉強会や研修業務の共同実施を通じ、回復期機能及び在宅医療の充実化を図ります。

具体的には、藤田医科大学病院で行われる勉強会や外部講師を招いて行われるセミナー等をグループ内施設の医療従事者向けにオープン化することや、藤田医科大学包括ケア中核センターを中心に、回復期機能や在宅医療に関わる医療・介護従事者向け研修を実施いたします。また、グループ内施設のニーズを把握し、医療・介護従事者向けの研修会や研修業務の企画立案をし、グループ内施設の職員を講師として派遣をすることで、地域全体での医療・介護サービスの質の向上に貢献します。

・グループ内施設間での患者情報の共有化モデルを確立します。

具体的には、高度急性期医療を担う藤田医科大学病院の電子カルテシステムを拡張し、高度

急性期から在宅医療までの一連の流れの中で患者情報を電子的に共有します。将来的に、より効率的に情報システムを利用するための方法等について検討します。

- ・グループ内施設に対して医療事故調査等に関する業務の連携を実施し、安全な地域医療の実現に貢献します。

具体的には、医療事故対応の経験やノウハウ、専門家の知識等膨大なデータを有する藤田医科大学を中心に、専門医の派遣や解剖、死亡時画像診断(Ai)等を活用することでグループ内施設における医療事故発生時の対応を支援し、適切に医療事故報告制度に基づく調査報告を実施できるようにします。

- ・医薬品の一括交渉を通じ、グループ内施設の経営の効率化を図ります。

具体的には、平成29年10月より開始した医薬品の一括価格交渉の継続的な実施を通じて、グループ内施設の経営効率化の実現に寄与します。また、後発医薬品に関しては、フォーミュラーへの取り組みを進めることで、ジェネリック医薬品の安定供給や効果的な交渉の実現を図ります。

- ・医療機器等の共通化及び一括価格交渉を通じ、グループ内施設の経営の効率化を図ります。

具体的には、グループ内施設が共通で購入する比較的高額な医療機器及び診療材料等についての調査と価格交渉を実施し検討します。また、自動車リースなど価格交渉の対象範囲の拡大を検討し、グループ内施設の経営の効率化の実現に寄与します。

- ・グループ内施設における給食サービスの共同化を実施し、適切な配食と経営の効率化を図ります。

具体的には、藤田医科大学病院が実施している適時適温の食事提供システムを、グループ内施設で共同実施することを目指します。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・先進的な地域包括ケアモデル情報を地域医療構想区域に対し提供します。

具体的には、既に豊明市において藤田医科大学が実施している地域包括ケアモデルを参考に、各地域医療構想区域に適したモデルの構築に貢献いたします。

- ・「暮らし」を支える在宅診療のシステム化に貢献いたします。

具体的には、前述の藤田医科大学が実施している地域包括ケアモデルを参考に、各地域医療構想区域における医師会と連携し、開業医の先生方が実施する訪問診療を補完する訪問看護等の体制整備、急変時に備えた24時間365日オンコール体制によるバックアップ、24時間看取りとターミナルケアのサポート体制の構築を通じ在宅医療の充実に貢献いたします。

- ・介護・医療従事者等の相互派遣を通じて、在宅診療等の充実化に貢献いたします。

具体的には、各地域医療構想区域の必要度に応じたグループ内施設への派遣を通じて、医療必要度の高い利用者に対応できる介護施設や在宅診療の充実に貢献いたします。

- ・グループ内施設間での患者・利用者情報の共有化モデルを確立します。

具体的には、前述のとおり、患者及び利用者情報を電子的に共有化する仕組みを構築して活用し、各医療機関及び介護施設等が連携して患者ニーズに合った適切な医療や介護の継続的な提供を実現いたします。

<関係法令>

医療法 抜粋

第七十条

2 前項の医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次に掲げる業務その他の業務をいう。

- 一 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- 二 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給
- 三 資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

第七十条の二 前条第一項の認定を受けようとする一般社団法人は、政令で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならない。

2 医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 医療連携推進区域
- 二 参加法人が医療連携推進区域において開設する病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項
- 三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

4 医療連携推進方針には、第二項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等相互間の業務の連携に関する事項を記載することができる。

第七十条の三 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

- 一 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること。

四 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによつて医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。